


令和2年度 食品衛生責任者再講習会


本日の講習内容

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため15分以内で終了予定

- ✓ 食品衛生法等の一部を改正する法律(令和3(2021)年6月1日 施行)
営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設

 スライド2 ~ 8

- ✓ 新型コロナウイルス感染症

 スライド9 ~ 12

1

- ・令和2年度 食品衛生責任者再講習会を始めます。
- ・本日の講習内容は、2点。「食品衛生法等の一部改正」と「新型コロナウイルス感染症」についてです。
- ・また、講習は、新型コロナウイルス感染症対策のため、15分以内で終了します。
(講習会で「濃厚接触者」とならないため)
- ・それでは、始めます。

メモ

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年6月13日公布)

原則 営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設

- 許可業種の再編 後ほど説明します
- 一施設に対して一許可となるよう取り扱える食品の範囲を拡大
- 許可の施設基準の全国平準化 愛知県の条例等改正予定(手数料も改正予定)
- すべての食品等事業者にはHACCPに沿った衛生管理の義務づけ
- 許可も届出も 食品衛生責任者の設置 経過措置なし6/1~

(器具・容器包装製造を除く)	施設基準	食品衛生責任者	衛生措置	
			一般的衛生管理	HACCP(GMP)
許可	あり	設置	実施	実施
届出	なし			

2

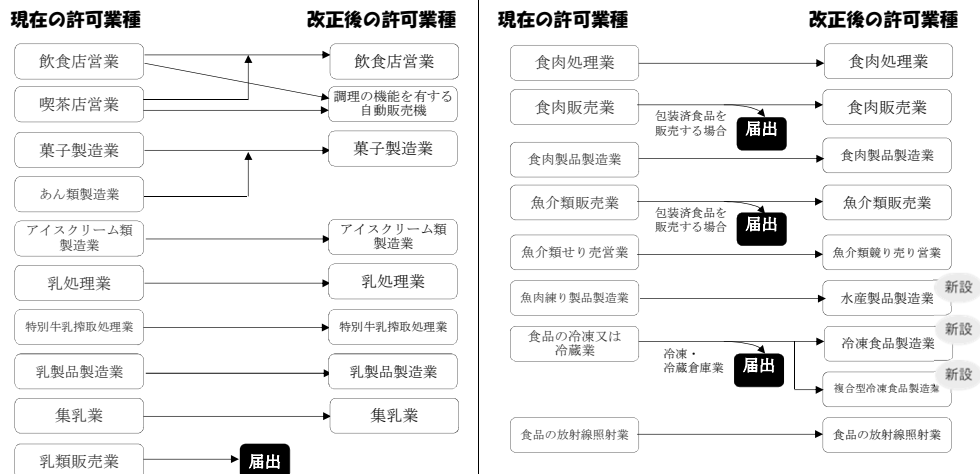
- ・最初は「食品衛生法等の一部改正」について。
- ・皆さんの施設では、現在、どんな許可、届出をお持ちですか？
- ・それは1つですか？ 2つ以上、複数ありますか？
- ・改正により許可業種が再編され、同一施設で複数の許可をお持ちの場合は、原則1施設・1許可となります。
- ・次に、許可手数料が見直されます。
- ・また、許可施設でも「HACCP」の実施が必要ですが、届出施設でも「食品衛生責任者」を設置の上で「HACCP」を実施していただくこととなります。

メモ

営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設

許可業種の変遷 (1)

現在の許可業種からの変更内容は以下のとおりです。



3

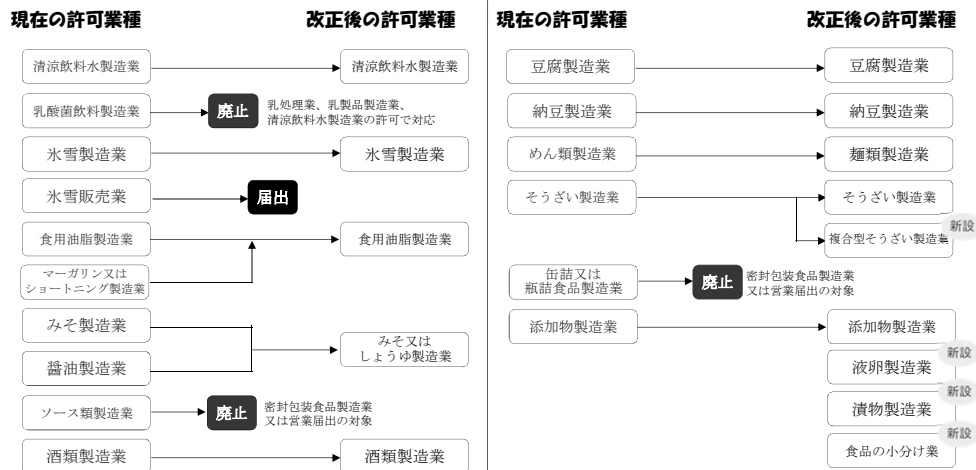
- 現在の「許可業種」が、令和3年6月からの改正後どうなるのか？
- 許可業種の変遷について、スライド2枚に、まとめました。
- 1枚目には、飲食店営業や菓子製造業、乳類販売業などがまとめてあります。

メモ

営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設

許可業種の変遷（2）

現在の許可業種からの変更内容は以下のとおりです。

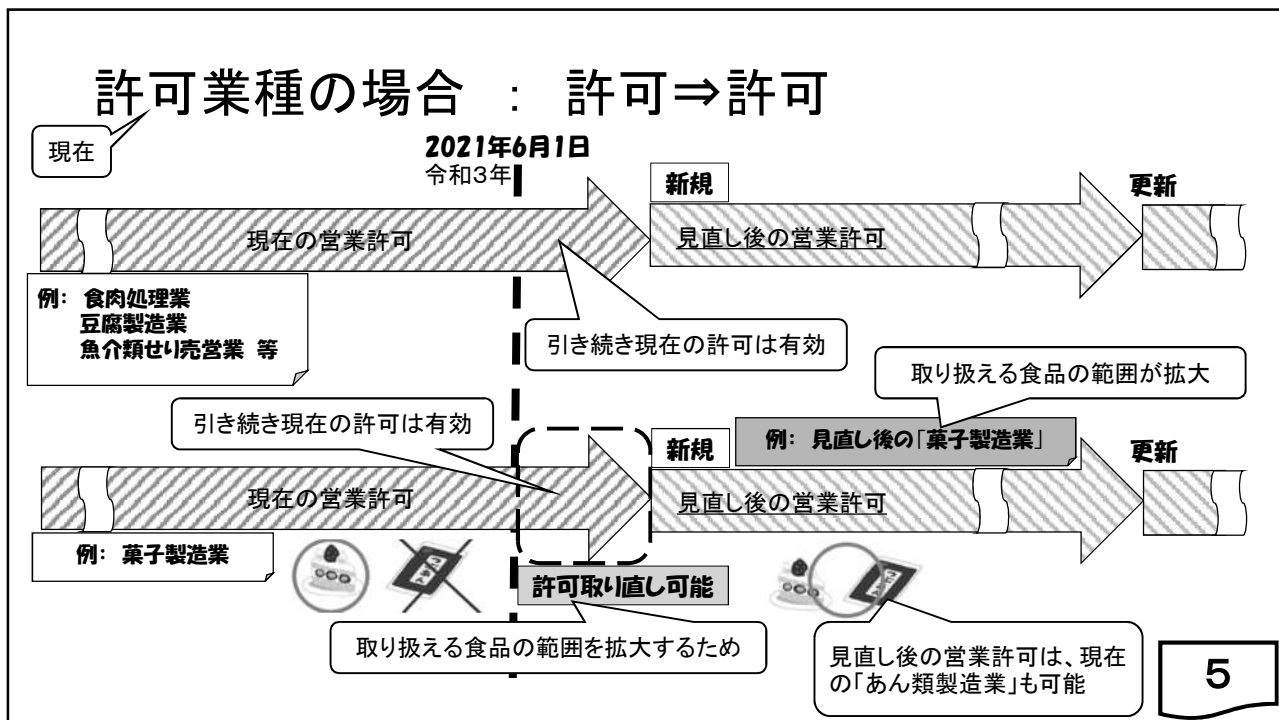


4

・2枚目には、「豆腐製造業」や新たに許可となる「漬物製造業」「食品の小分け業」などが、まとめてあります。

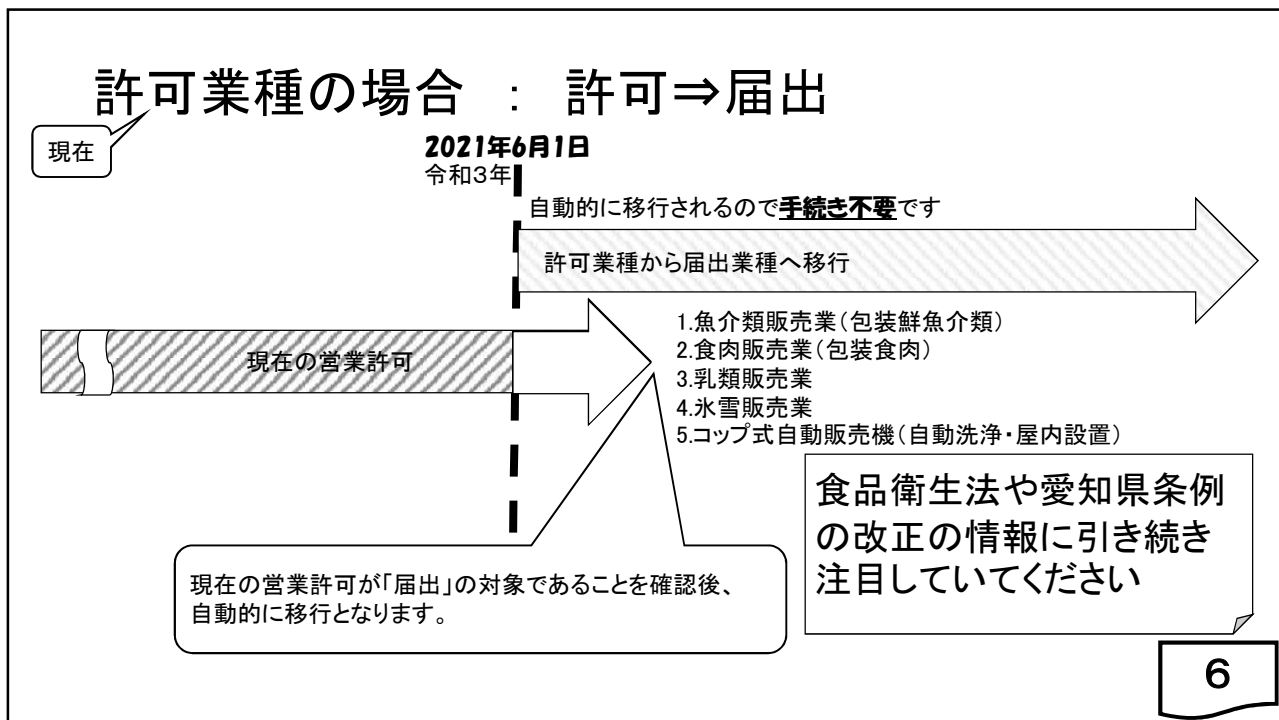
- ・改正後は、許可が必要なのか？
- ・それとも届出でよいのか？
- ・施設に戻ってから、お手元の資料で確認してみてください。

メモ

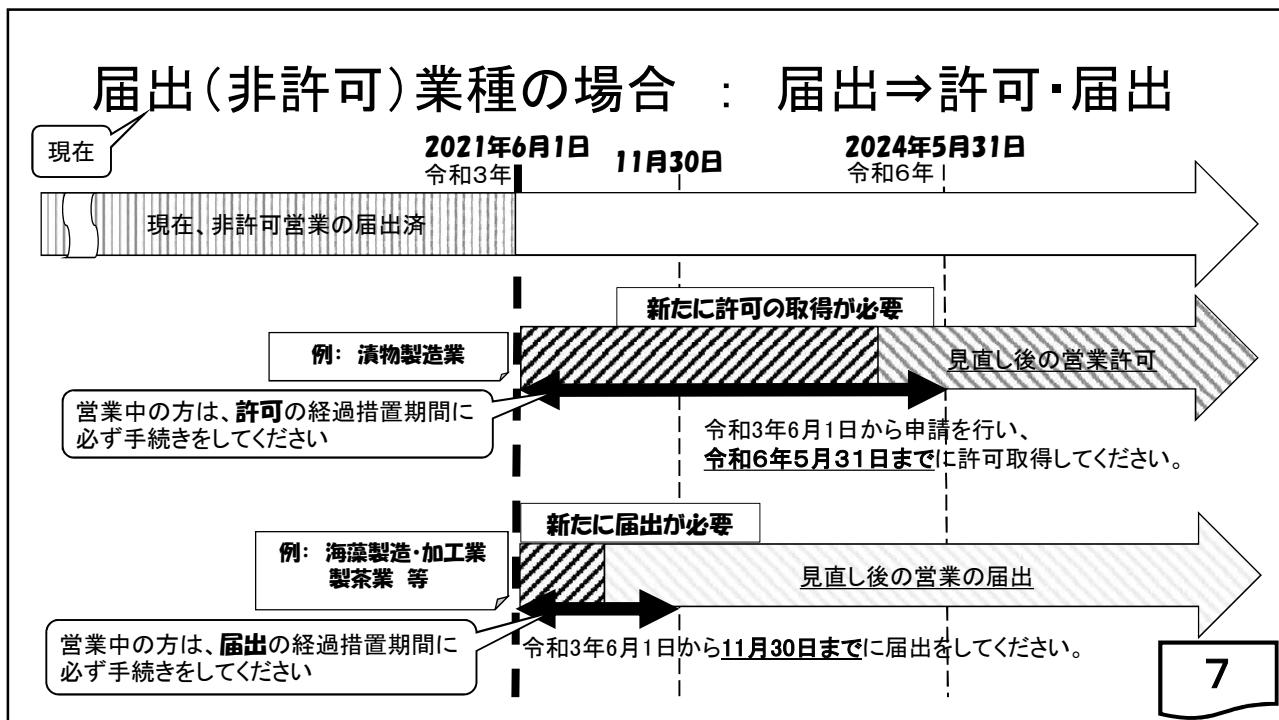


- ・それでは、今、許可をお持ちの方はどうなるのか？
- ・改正後も「許可」が必要な場合、現在の許可は、次の「更新」まで、もちろん「有効」です。
- ・今「更新」と言いましたが、正確には次の「更新」時に、見直し後の許可業種で「新規」許可となります。
- ・早いものは、令和3年5月末満了の方から対象となります。
- ・また、現在の許可期間内でも、満了日を待たずに許可を取り直すこともできます。
- ・取り直すことで扱える食品の範囲が拡大されることが、大きなメリットです。

メモ

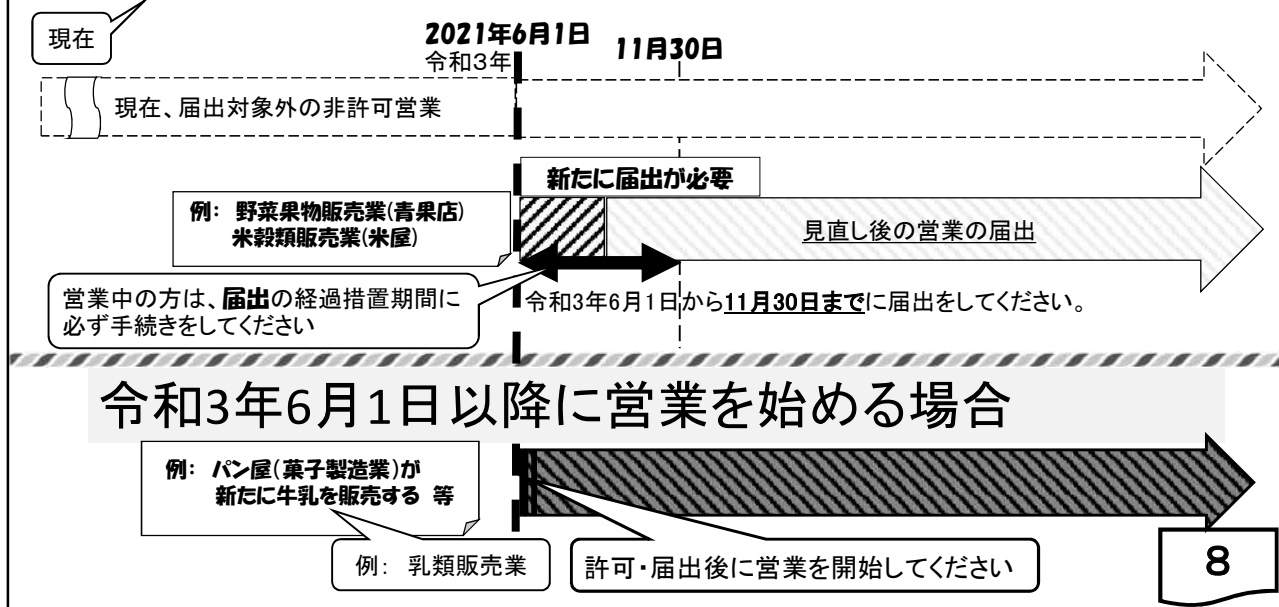


- ・改正により許可から「届出」となる場合、現在の「許可」は、令和3年6月の時点で「届出」へと自動的に移行します。
 - ・自動的なので、皆さんは、何もしなくて良いです。
 - ・ただ、自動的に届出扱いとなることで、個人的に心配な点は、取引先へ提示する「許可証」に代わるものがなくなることです。
 - ・代わるものとして、例えば、保健所の「証明願い」(手数料1,000円)を入手する、又は、令和3年6月以降、あえて保健所へ「届出」をして「届出の控え」を入手する方法が考えられます。
- メモ



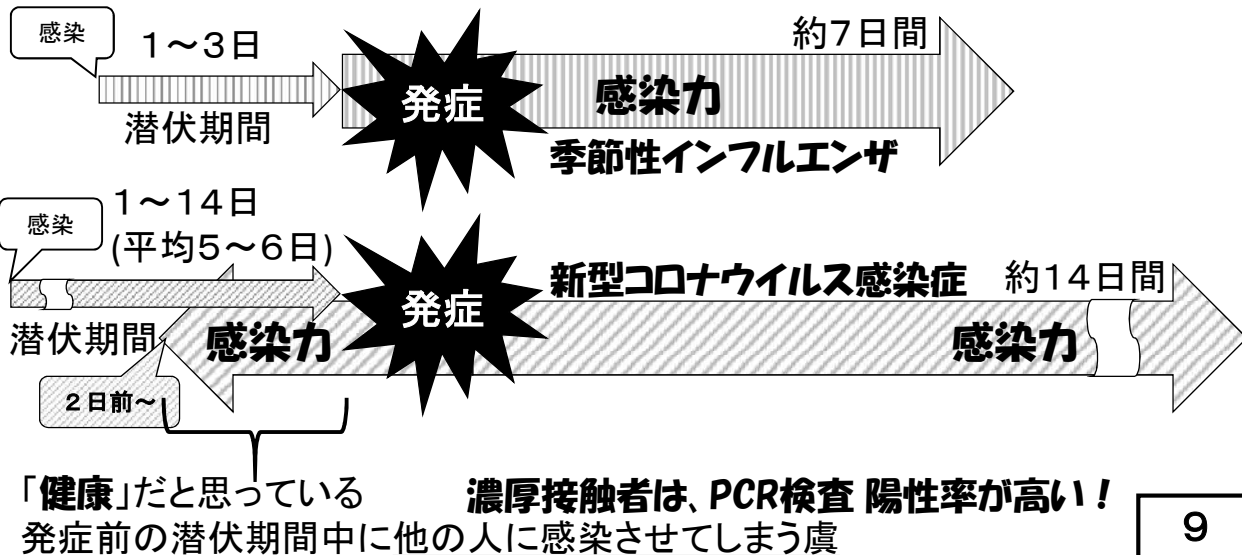
- ・次に、現在、非許可の届出を行っている場合、
- ・「漬物製造業」のように新たな許可業種の場合は、令和3年6月～令和6年5月末までの3年間の経過措置期間中に許可を取得してください。
- ・「製茶業」のように改正後も届出業種の場合は、令和3年6月から11月末までの半年、つまり6か月の間に、あらためて届出をし直してください。
- ・どちらも手続きが必要です。

届出対象外業種の場合：対象外⇒届出



- ・現在、届出対象外の青果店や米屋さん、令和3年6月から令和3年11月末までの半年、つまり6か月の間に、届出をしてください。
- ・最後に令和3年6月以降、新たに営業を開始する場合、改正後の業種で、許可・届出後に営業を始めてください。
- ・例えば、パン屋さん(菓子製造業)が、新たに牛乳を販売するには、今なら「乳類販売業」の許可(手数料11,000円、施設基準あり)が必要ですが、令和3年6月以降は届出(手数料0円、施設基準なし)だけで牛乳が販売できるようになります。
- ・以上、今回は簡単な説明にとどめていきますので、不明な点については、個別にご相談ください。

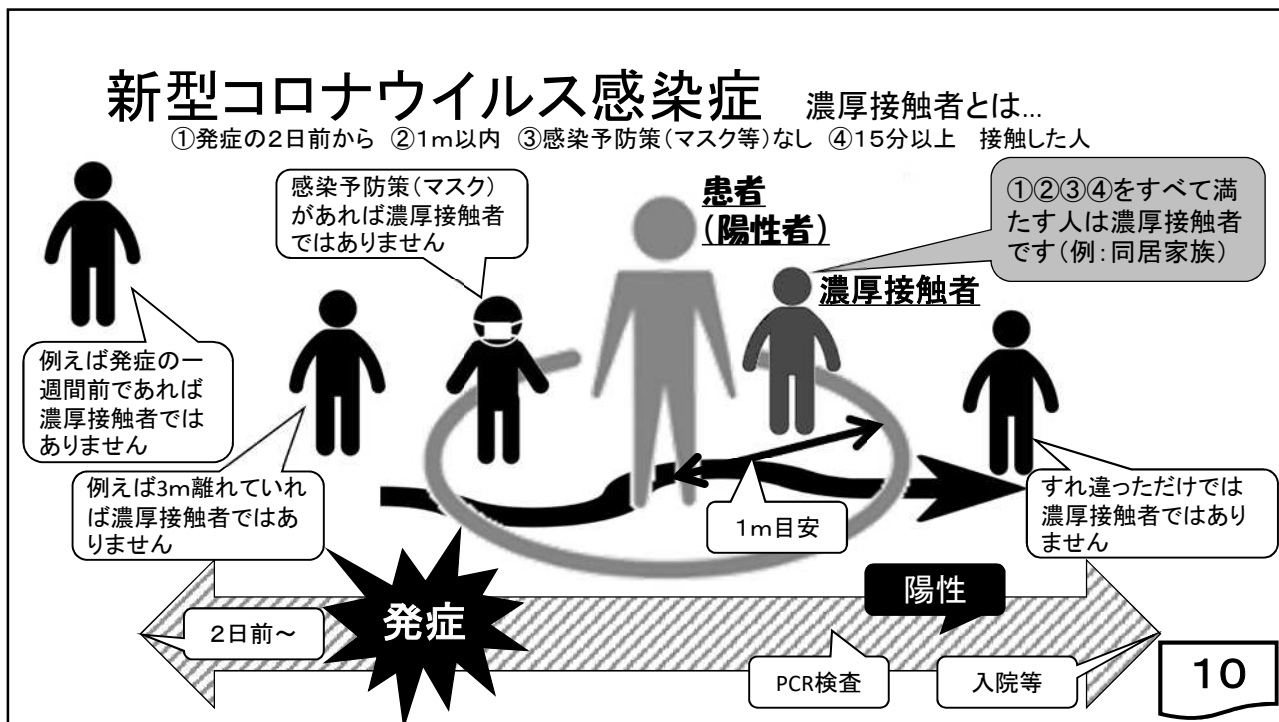
新型コロナウイルス感染症



9

- ・本日の2点目は「新型コロナウイルス感染症」です。
- ・新型コロナウイルス対策のおかげなのか、季節性インフルエンザは昨年と比べて激減していますが、新型コロナウイルス感染症は、なかなか終息したとは言えない状況が続いています。
- ・新型コロナウイルスのPCR検査をすると「同居家族」のような「濃厚接触者」で陽性率が高い傾向があります。
- ・日常的に同じ家の中でマスクなしで会話や食事をする「同居家族」では、「健康」だと思っている発症前こそ季節性インフルエンザとは大きく違って、感染してしまう虞があります。

メモ



- ・そこで、「濃厚接触者」について、まとめてみました。
- ・①発症の2日前から②1m以内で③マスクなどの感染予防策なしで④15分以上接触した人、①～④をすべて満たす人を「濃厚接触者」といいます。
- ・本日の講習会は、皆さんの席を離すこと、マスクの着用を求めること、講習時間を短縮すること、講習中も換気すること、…様々な対策を行っています。
- ・これらの対策は、万一「濃厚接触者」とならないこと、つまりは、皆さんが感染しないためです。

メモ

新型コロナウイルス感染症 「安全・安心宣言施設」を目指そう！

- ・ 3つの密(密閉・密集・密接)を避け、「**ゼロ密**」を目指しましょう！



換気

密閉 ⇒ こまめに換気する
(毎時2回以上、1回数分間 2方向の窓を全開)



密集回避

密集 ⇒ 他の人と十分な距離をとる
(隣と一つ飛ばしに座る、互い違いに座る等)



密接回避

密接 ⇒ 密接した会話や発声を避ける
(WHO報告では、「5分間の会話は1回の咳と同じ」)

- ・ 咳エチケット

正しいマスクの着用



咳エチケット

※ 愛知県の制度

「**安全・安心宣言施設**」

を目指しましょう!!

- ・ 手指衛生(手洗い)



手洗い

11

- ・ 「濃厚接触者」にならない、感染を防ぐ対策を言い換えると、皆さんもご存じのとおり、「3つの密」を避けること、咳エチケット、手洗いを行うこと、です。

- ・ そして、皆さんの施設では「安全・安心宣言施設」を目指しましょう!!

メモ

新型コロナウイルス感染症 「安全・安心宣言施設」を目指そう！

・Go To イート

⇒ 愛知県の

「安全・安心宣言施設」制度

の活用を推奨

目指そう！

・Go To トラベル 地域共通クーポン

⇒ 飲食店の場合は、Go To イートに登録していること(宿泊施設は特例あり)

食品衛生協会田原支部の取組み
申請サポートを行っています



田原市

ご清聴ありがとうございました

東愛知新聞(令和2年8月25日)掲載

12

- ・「安全・安心宣言施設」は、GoToトラベルやGoToイートにおいても推奨しています。
- ・また、「安全・安心宣言施設」の登録申請は、皆さん自身でできますので、詳しくは愛知県のホームページをご覧ください。

- ・以上で今年度の講習を終わります。
- ・ご清聴ありがとうございました。

メモ